

第四十回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録第十八号

昭和三十七年三月二十三日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

任につき、その補欠として海部俊樹君及び浦野幸男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員浦野幸男君及び海部俊樹君辞任につき、その補欠として館林三喜男君及び周東英雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

○有田委員長

これより會議を開きます。

内閣提出、鉱山保安法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員

鉱山保安法の一部改正の法律案について御質問いたします。

相次ぐ炭鉱災害によりまして、かねて通産大臣並びに鉱山保安局長より保安法の抜本的改正を行なうということが言明されてきたわけであります。よくやく保安法の一部改正案が出されたわけであります。その改正案の内容を見てみますと、中央保安協議会の中

間報告である、その中間報告に基づいて改正案を提案した、こういうこととありますけれども、中間報告であると

いたしまして、きわめて簡単な法律案になっておるわけです。私もい

たしましては、保安の非常な重要性ということから考えてみまして、保安局長が今日までこの協議会に対してどのような態度をもって折衝に当たったのか、抜本的改正というものを

当然今度の国会においては出すべきではなかったか、これが中間報告であるとい

うことは、抜本的改正といふものはいつごろ大体出す予定か、また、どういったような構想で進められてお

るのか、それらの点に対して一応お尋ねしてみたいと思います。

たしまして、それからさらに改正の委員会を設ける、労働者、中立委員それぞれ三名ずつからの委員で設けまして、前後八回にわたって審議をして、おきまして各関係の経営者側の団体及び労働組合の団体、七団体からい

ろな改正をすべき点の意見を全部まとめまして、この意見に基づいて審議を

して、その過程におきまして、保安監督の当事者といまして、一つの意見を申し出しまして、その結果の一つ

の現われといまして、中間答申になったわけでございます。

そこで、これは鉱業法との関連を抜きにいたしまして、これだけでは何か

抜本的といふにはふさわしくないというお考えもあるようにも見受けられ

ますけれども、この中に盛り込まれてお

るのは、今までと相当に考え方を改めておりまして、第一番目には、保安委

員会という自主的な管理の面を非常に強めていくという点を取り上げ

られておられます。中間答申におきま

しても、法律化する段階ではこの保安委員会に対する通産大臣また

は鉱山監督局長あるいは監督部長が行な

いました処分通知義務を課しているわけでござ

います。この保安委員会に対する通知義務、そして保安委員会が積極的

に改善を勧告する、相協力しながら保安の確保をはかる、こういう面を考

えているわけでござ

います。この保安技術関係、管

外に中間答申では、保安技術関係、管

理者関係の問題にさらに触れております。一つは保安監督員の問題、それ

から鉱山保安管理者の問題でござ

います。鉱山保安管理者は現在百人以上のところに置かれるようになってお

りますけれども、さらにこれをできるなら全鉱山に保安管理者を置いていく、

こういう姿に持っていくべきだとい

う答申が一つ出ているわけござ

います。さらに保安の監督員につ

きましては、この監督員と申しますのは現在千名以上の鉱山に置くように義務

づけられておりますけれども、これも考え方とい

ましては、さらに中小の鉱山にまでこ

ういう監督員制度を普及いたしまして、自主的に監督をは

かかっていく、こういう面が第一点でござ

います。

次に請負組夫の問題でござ

います。鉱業権者が直接に使用いたします以外

の者を鉱山の作業に従事させる場合には届出制度を

実施させまして、その必要ある場合にはその管理ある

いは教育面におきまして変更命令ができる、こ

ういう形を新しく請負制度に手をつけたという問題が第二点でござ

います。さらに、第三点とい

ましては、罰則の強化でござ

います。特に今まで保安法には全然考

え方として入っておりませんで、反復しあるいは懲

罰と認められるような懲罰者には鉱業の停止を命

ずる、こ

ういう制

裁規定

という

ような

新しい

姿の

ものを

保安法

に

規定

を

設

定

に持ち込んできたわけでございます。主としてこういう三つの点であるかと思ひますが、こういう点から見ますと、保安法の改正といつたしましては、今までよりも非常に進んだ形がとられるのじやないかと考えるわけでございます。

さらに鉱業法の改正につきましては、鉱業法改正審議会の方で現在案が練られておりますが、きょうが審議会としては最終日だったかと思ひます。しかしその過程におきまして、私もいろいろといたしましては、保安の関係のものを極力この中に織り込んでもらひ、こういう形で保安法とからめまして、鉱業法の中でなじみやすい点は鉱山災害防止の措置といつたしまして鉱業法を改正していく、こういう姿をとっているわけでございます。現在鉱業法の方で討議されて、そしてこういう方向で進むのじやないかと思はれる重要な点を申し上げますと、一つは、鉱業法とあるいは鉱山保安法の規定に違反して一定以上の刑罰を受ける、こういうふうな鉱業権者あるいは租鉱権者は、そういうことで鉱業権とか租鉱権を取り消された者には、一定期間租鉱権あるいは鉱業権の取得を認めないようなことを一つ考えられております。さらに、石炭とか亜炭とかいふような災害の多いところにつきましては、一定以上の資金とか能力を有する者のみに権利を与える。また、その鉱業権の取得の段階においてこういう能力主義を持ち込みますが、さらに施業案の認可の際、施業の実施の際にさらにこまかく経理的な基礎とか事業的能力を見まして、真に危害の防止ができ、あるいは鉱害の防止ができるよう

な鉱業権者におき、その申し込んできた施業を許す、こういう点が第二でございます。

さらに、鉱業権あるいは租鉱権の設定の際には、鉱山災害防止の見地からこれは十分に精査することは今申し上げた通りであります。災害の防止が非常に困難であるというふうな点が認められたときには、権利の設定の全部または一部を拒否する、こういう形のものが鉱業出願の許可基準として考えるべきではなからうか、こういう点でございます。それから、鉱山災害を防止することが著しく困難であらうと思われる鉱業権に対しては、今までは減区を行なう、あるいは必要があれば事業の停止を行なう、こういう方向で検討が行なわれております。

それから、鉱山保安法に違反して重大な鉱山災害を起こした場合に、その悪質なものにつきましては制裁として鉱業権または租鉱権を取り消して、こういう面が一つ検討されております。それからまた、よく論議されております鉱区の調整の点につきましても、鉱山保安の関係から鉱区の調整命令をすることができ、こういう点も考えておるわけでございます。

以上のような点で、鉱業法とあわせ申す、この保安法の改正は、中間答申だけの面ではございますが、相当に抜本的なものであります。こういうふうな考えでおる次第でございます。

○中村(重)委員 改正案の内容につきましては、ずっと逐条的にお尋ねしたいつもりでございますが、お尋ねいたしましたのは、この保安法の抜本的改正ということ、さきの国会にお

ける保安関係の決議もあり、たまその後石炭委員会等におきまして、すみやかに抜本的な改正を行なうべしということが絶えず要求されてきたわけであります。それに基づきまして今回の保安法の一部改正、こういう形になってきたわけでございまして、その改正の内容容に對しましては、もちろん前進的なことが盛り込まれておるといふことは認めるわけであります。しかしながら、中央保安協議会の中間答申である、こういう形において改正案がなされた。そうしますと、最終的な、いわゆる抜本的な改正といふものはいつごろ出されるのか、こういうことを私はお尋ねをしたわけであります。ただいま後段の御答申の中で、一応お尋ねいたしました点は盛り込まれておると思ふわけであります。しかしながら、この保安の面に

おきまして、保安監督行政、さらに監督員の処遇といったようないろいろな問題といふのはきわめて重要であり、またこれらに取り組んで、すみやかに進んでいかなければならぬ、まだそれらの点に對して非常におくれておるといふような感じを持っておるわけであります。従いましてそれらの点に對して参りたい、このように考えておるわけであります。

認め願えますと、六十名の人員増加ができ、約三割弱の人員増加になるわけでございますが、それも単に人員をふやしただけでは十分な巡回監督ができないわけでございまして、炭田中心にこれをただいま申しました九北九カ所に配属いたしまして監督の効率化をはかりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

具体的問題に對しましてお尋ねをしてみたいと思ひますが、この保安監督官の人員の増加であるとか、あるいは待遇の改善であるとかいふことは強く要望されておるところでございますが、これらの点に對しては、今年度とういったようなことになるのか。それ

らの点に對しまして、保安当局といったしましては、強く要求されて参りました。いわゆる保安監督官の身分を保障していくとか、あるいは待遇を改善するといったようなことに對しては、十分であるといふように考えておるのか、まずそれらの点に對してお尋ねしてみたいと思ひます。

次に、監督監督官の待遇の問題でございますが、監督監督官は災害の直後、あるいは日常の巡回監督におきましても、安全なところはあまり見て回り危険な箇所を監督するわけでござい

ますが、九州に五カ所、飯塚、田川、直方、佐賀、佐世保でございます。北海道に夕張、滝川、岩見沢、釧路、この四十九つの派遣班がございまして、この四十九名から二名を除きました三十八名につきましてはこの派遣班に配置するといふことで、現在家の完成を待ちまして、また訓練が終わる次第、現地に赴任させる段取りをいたしておるわけで、それからさらに来年度の予算で、二十名の監督官の増員をお願いいたしております。去年の七月以前には、監督官といたしまして二百二十五名だったわけでございまして、四十名増で二百六十五名になり、さらに予算が通過いたしますと、二百六十五名から二十名ふえまして二百八十五名の監督官になるわけでございます。人的には、昨年の七月以降、今度の予算がお

す監督官の処遇の問題についてでございますが、これは昨年の大災害以来再三問題にもなっておりますが、第一番目に、人的な充実でございますけれども、昨年の七月に四十名の監督官の増員が認められて現在増員をしたわけでございまして、この増員は平と字部の一名ずつを除きまして、すべて九北の監督部にこれを配置しまして、これはその監督部に配置したものは、これはあけて、現在派遣班と申しておりますが、九州に五カ所、飯塚、田川、直方、佐賀、佐世保でございます。北海道に夕張、滝川、岩見沢、釧路、こ

ういう九つの派遣班がございまして、この四十九名から二名を除きました三十八名につきましてはこの派遣班に配置するといふことで、現在家の完成を待ちまして、また訓練が終わる次第、現地に赴任させる段取りをいたしておるわけで、それからさらに来年度の予算で、二十名の監督官の増員をお願いいたしております。去年の七月以前には、監督官といたしまして二百二十五名だったわけでございまして、四十名増で二百六十五名になり、さらに予算が通過いたしますと、二百六十五名から二十名ふえまして二百八十五名の監督官になるわけでございます。人的には、昨年の七月以降、今度の予算がお

は、昨年の七月以降、今度の予算がお

は、昨年の七月以降、今度の予算がお

は、昨年の七月以降、今度の予算がお

審議をお願いいたしておりますように、九州と北海道の監督部を昇格いたしました。昨年の七月から増額をお願いし、さらに来年度予算の増額、また監督部から監督局への昇格、こういう面をやっている、こういうふうなことを考えている次第でございます。

○中村(三)委員 保安の万全を期するために、前向きな態度でもっていろいろと取り組んでおられることは十分うかがわれるわけでありまして、監督官を増員するということはもちろん必要でありまして、監督官に事務処理をやらせておられる。こういうことで、監督官は相当ふえてくるが、現場に行つて保安の監督をやる、現場活動をするという点になりますと、事務的な処理のために相当食われて、肝心の現場監督というものがおろそかになるという面から改善の措置を要求されておられたわけでありまして、これらの点がどういうことになったのか。さらにまた、今までの現場の保安監督というように、なことに對して改善の必要ありとしていろいろと要求されておられた点が、具体的にどういうように改善されてきたのか。一つ具体的な例として申し上げますと、監督官は一名で監督をしておられる。その中で、いろいろな面において危険も非常に伴っている。これは二名以上の監督でなければならぬ。しかもその監督は、三カ月に一回というように巡回監督しかできない。こういうことではいけないのであって、少なくとも月に一回ぐらいは各山を回つて保安の状況を見なければならぬというように、強く要求されておられたのでありますが、それらの点に對して

が、炭鉱災害が頻発して、国会においては、保安の万全を期するための決議も行なわれてきた。そういうことから保安の面に對していろいろと配慮してきたということが、ただいまの答弁の中からもうかがわれるわけでありまして、けれども、巡回監督を十分やっていると、この中に對して、来年度の予算は私どもとして非常に不満に思ふのであります。監督官から、身分を保障していただければ安心して巡回監督もできないと強く要望され、これらのことが決議の中にも盛り込まれている。それから暴力からの危険を排除してもらいたいという点も要求されておられたのであります。これらに對する改善はどういうことになっておりますか。

○八谷政府委員 暴力の問題につきましては、以前こういう問題が国会でも取り上げられまして、これは警察関係の方でも数人の者を検挙するというようなことになったわけでありまして、その結果現在、従来非常に心配されておつたようなことは考えられませんが、特に十月末、保安臨時措置法が通過いたしました。現在、この臨時措置法が第一回として十二炭鉱の廃止の勧告をいたしました。しかし、これは単に十二の廃止勧告があったという問題よりも、この廃止勧告があるという点によりまして、非常に保安の面も改善されていく、従来行なわれていたような妙なやり方をとつておると、廃止の勧告に向かう、こういうふうな態勢が、直接炭業を廃止するかどうかという問題よりも、さらに大きく九州の方面には反映いたしまして、現在監督官の威令が従来に増して相当によく行なわれるようになっておると私は推察して、おる次第でございます。従来心配されておつたような暴力行為というものが完全にそういう根が断たれているかどうかという点には問題があるかと思ひますけれども、現在私どもはこういう行為は行なわれていない、こういうふうなことを考えております。

○中村(三)委員 保安教育のことについてお尋ねしてみたいと思ひますが、保安監督官であるとか、あるいは技術員であるとか、炭業権者であるとか、労働者に対する保安教育、具体的には教育センターを作れ、特に保安思想の高揚ということを私は強調して参つたわけでありまして、これらに基づいてどのような保安教育、まあ再教育という点にもなると思ひますが、きめのこまかい教育をやつてきておるか、また、それが一つの成果として現れたものがあろうかと思ひますが、それらの点に對してお答えをお願いします。

○八谷政府委員 この保安教育と申しますのは、坑内保安を確保する上に一番重要なことでございまして、けれども、また、この保安教育がどの程度行なわれているかという点を具体的に現わしますことも、非常に困難な面があるわけでありまして、と申しますのは、新たに入坑する際には、保安法でも規定したように、保安教育を行なえということになっておられて、これには各炭業権者等も一週間あるいは十日というふうな新しい教育を行ないまして入坑させる。しかし、実際はそういう当初に行ないます教育よりも、日々の業務の中で教育を行なう、こういうことが一番適切であるし、また反復教育ということが重要なことでもござい

す。こういう点につきましては、現在教育が必要であるということが言われながら、まだ十分に教育の面が山元においても行なわれていないんじゃないかと申しますのは、一つは現在の相当の人員減、そういうことから昼休み、食事中に教育を行なうとか、あるいは夜行なうとかいうようなことをやられても、なかなかそれが思うようにはいかない、こういう点もあるわけでございます。しかし、教育の面を怠りましては、災害の防止ができるはずはないわけでございます。保安法の改正委員会におきまして、中間答申には教育の面に触れておりませんけれども、今後は第一番目に保安教育の面を取り上げまして、いかにこの保安教育の面をやるか、それに保安法等の改正が必要ならば、保安法の改正にこれを移していく。それから、省令で足りれば省令の改正を行なう。あるいはまた法律、政省令関係としては改正の要はないならば、この予算措置としてどういうふうな運営でやればいいのか、こういう面をこの四月以降の委員会につ

きましては第一番目に取り上げるといふことで、委員会としては話し合つておるわけでございます。

それから監督官の研修につきましては、新しく入りました者は半年間の速成研修をやつておられます。しかし単にこういう研修だけではいけません。このように、二人で組んでいくという中に新しいものを一人入れまして、実際の教育、日々の監督の中から事実教育を行なう、こういう面でも教育をやつております。しかし、形をいたしまして保安センターとか、こういう面は今後の

てどのような保安教育、まあ再教育という点にもなると思ひますが、きめのこまかい教育をやつてきておるか、また、それが一つの成果として現れたものがあろうかと思ひますが、それらの点に對してお答えをお願いします。

○八谷政府委員 この保安教育と申しますのは、坑内保安を確保する上に一番重要なことでございまして、けれども、また、この保安教育がどの程度行なわれているかという点を具体的に現わしますことも、非常に困難な面があるわけでありまして、と申しますのは、新たに入坑する際には、保安法でも規定したように、保安教育を行なえということになっておられて、これには各炭業権者等も一週間あるいは十日というふうな新しい教育を行ないまして入坑させる。しかし、実際はそういう当初に行ないます教育よりも、日々の業務の中で教育を行なう、こういうことが一番適切であるし、また反復教育ということが重要なことでもござい

ます。こういう点につきましては、現在教育が必要であるということが言われながら、まだ十分に教育の面が山元においても行なわれていないんじゃないかと申しますのは、一つは現在の相当の人員減、そういうことから昼休み、食事中に教育を行なうとか、あるいは夜行なうとかいうようなことをやられても、なかなかそれが思うようにはいかない、こういう点もあるわけでございます。しかし、教育の面を怠りましては、災害の防止ができるはずはないわけでございます。保安法の改正委員会におきまして、中間答申には教育の面に触れておりませんけれども、今後は第一番目に保安教育の面を取り上げまして、いかにこの保安教育の面をやるか、それに保安法等の改正が必要ならば、保安法の改正にこれを移していく。それから、省令で足りれば省令の改正を行なう。あるいはまた法律、政省令関係としては改正の要はないならば、この予算措置としてどういうふうな運営でやればいいのか、こういう面をこの四月以降の委員会につ

検討事項にしていて、必要があればぜひ何らかの形でこういう保安教育というものの制度をまともていく必要があるのではないかと思っておるわけでございます。ただ私もが実際の面でこれをやります際に、実施に非常に困難性が感じられておりますのは、一番教育の必要な中小炭鉱等におきまして、長期にわたってその人々を教育機関にはうり込んでくれと言った場合に、あとに残った人々で保安の確保ができるであろうか、生産をスロー・ダウンさせないでそういう人々を相当長期にわたって、整然とした保安教育を行ない得るであろうか、こういう面が、むしろ保安教育が、特に係員でございますけれども、より必要性の薄いところはそういう者を供出しやすく、必要性の多い中小炭鉱からこれを引つづけてきて一定の保安教育を施すというようなことが現状においては非常にむずかしい、こういう点が一番心配される点でございまして、こういう点もあわせまして、今後できるだけ早く検討を進めていきたいと考えております。

○中村(重)委員 保安局長の答弁が率直でありますので、私は特別にそれを非難しようとは思いませんが、私もが今の時代で非常に物足りないというように感じますのは、——現場において毎日仕事のかたわら、あるいは仕事に伴って監督や教育をやっているわけばならぬ、それは当然であると思う。しかし、かつての上清炭鉱の災害であるとか、あるいは大辻炭鉱の災害、そうしたなまなましい災害の現状の中から、私もはいかに保安教育というものが不徹底であるか、おろそかにされておるかということを感じておるわけでありまして、たとえば大辻炭鉱におきましては、火災が起ったところから火災の訓練は炭鉱においてはほとんど行なわれていない。また指揮命令系統が少しも確立されていない、それらのことが、あのような災害を起した原因であり、誘因であるというように考えられておるわけなんです。そういうことから、保安教育は重視していかなければならぬということが強く要求されて参りました。ただいま御答弁のように、いろいろの問題点はある、隘路もあるということはおわかります。しかしながら、人命尊重というところから考えてみると、それらの問題を排除し克服していく、そして保安教育の徹底をはかつていかなければならぬのではないかと、かように私は私どもは考えておるわけでありまして、ただいまの御答弁からうかがえることは、特別に保安教育の形としていうことが現実に行なわれてきたのだ、そのことが大きな成果となつて現われておるといふような答弁を、実は聞くことができないわけでありまして、それであつてはならないのじゃないか。将来の問題として何か考えていかなければならぬ。そういうことでは私どもは安心できません。あのように、いろいろな炭鉱災害が次から次へと発生してきておる。これについては、過去においてはこれらの点がなかったの、だからこのような保安教育の徹底をはかつていく、訓練をやっていく、こういうことでなければならぬのじゃないか、そのように考えるわけでありまして、そうしたことに對しては取り組んでおられないのですか。

○八谷政府委員 ただいま中村先生からお話しの通りでございまして、保安教育なくして保安の確保はできないわけでございます。従来の災害はすべて、保安教育が徹底していたならばこういう大きな災害にならなかつたのではないかと、この点、私もたゞ痛切に感じられるわけでございます。ただいま御指摘もありましたように、今後はこの保安教育につきまして、単に法律の面だけでなくて、取り組んでいきたいということ、この前の、十六日の保安法改正の委員会におきましても、こういう面につきましては一つ至急に進めていくということでも話しておりましたので、今後とも労使双方の知恵をしぼりまして、また当然私どもは職務をいたしまして、可能な保安教育制度ができるように努めなければならぬわけでございます。できるだけ早くこういう制度が確立されるように努力していきたいと考えます。

○中村(重)委員 そうすると、あのような災害が起つて、これに對しては常に、防火訓練なんというものの不徹底、指揮命令が確立されておらぬというところが問題点として指摘され、すみやかにこれらの面に対処していかなくてはならぬというところが要求されておるわけなんです。これに對しては、火災訓練をや、指揮命令を確立、これを各山々に徹底させていく、これに對処する方法というものを具体的に何かとられていないのですか。

○八谷政府委員 もちろんこの訓練につきましては、鉱業権者並びにその保安の当事者を十分指導しておるわけでございますが、単に訓練だけでなくて、かりに訓練の未熟な者でもいざ災害といったときには逃げ得るといふような措置は、保安の省令でも、昨年の七月に改正しまして、警報装置を必要がある箇所には置いて、一カ所で災害が起きた場合には全坑内に知らせる、いざそれからでもこれを知らせ合ふことができるようにする、それからさらに自己救命器を設置させる、こういうことで省令も改正いたしました。これには五〇%の補助金もつけておるわけでございます。自己救命器につきましては、製作能力がいろいろな事情で若干落ちまして、現在までに十分当初計画の通りに運んでおりませんけれども、この補助金はすべて、これ以外のものも含めまして約七千四百万円でございますが、この補助金の中から特に自己救命器、これはいざ災害といったときにかぶつて逃げる、あるいは災害が起きたまじら直ちに全坑内の重要作業箇所にはお互いに知らせ合ふ、こういうことも行なつておるわけでございます。

○中村(重)委員 保安設備の点についてお尋ねいたしますが、特別保安施設あるいは救護隊の訓練であるとか、あるいはまた救護の際の補償の問題であるとか、これらのことが強く要求されてきておるわけなんです。ただいまの御答弁で、いろいろの装備の点に對しては留意しているというところはわかるわけですが、まず、これらの救護作業として指摘されておった。これらの点に對してどのような配慮が行なわれておりますか。

○八谷政府委員 救護隊の問題は、特に問題がございましては中小炭鉱の救護隊であるかと思うわけでございます。

なわけてきておるといふような事例が
あろうかと思ふのでありますが、過去
における状況、それからその後そうし
たいいろいろな配慮が行なわれてきたと
いうことに対して、その後の状況とい
うものについてお聞かせ願いたいと思
います。

○八谷政府委員

監督官が回りま
して、監督官は巡視しましたら直ちに坑
内から上がつてきて、その状況
を監督表というものに記載をいたしま
して、口頭でもどが悪い、ここが悪い
というところで説明をしまして、直ち
にこれを直すように言うてくるわけで
ございますが、さらにそのうちで重要
なものにつきましては、監督部長が文
書で、これを改善するように注意を促
すわけでございます。これを私も通
達書と呼んでおりますが、こういう通
達によりまして改善を行なう監督部長
通達でございます。さらにこの監督部
長通達が聞き入れられないような場合
には、この保安法の二十五条によりま
して改善命令を行なうということにな
つております。従来監督部長の通達
は、石炭鉱山関係では、三十五年、三
十六年も二千件弱の通達を行なつて
おるわけでございます。そのうち、大
い通達で直つておりますが、通達で直
らなかつたものにつきましては、さら
に二十五条の改善命令を行なうとい
うことになっておりますが、改善命令
につきましては、三十五年には約三十
件だつたと思つております。それから
三十六年は、一月から十二月の間に約
二十件程度だつたと考えております
が、こういうふうな状況からいたしま
すと、非常に最近では通達を聞き入れ
てきておるといふふうに考えられるわけ

でございます。ただあの通達の聞き入
れ方が非常におそいといふようなこと
になりまして、その切羽がすでに済ん
でおつた、こういう事例も出てきまし
て、結果的に集計すると、通達はさ
守つておつたかのごとき状態を呈しま
して、真の意味の監督がそれによつて
成果を結んだかどうかということも、
いろいろ問題があるわけでございま
す。こういう面につきまして、今度の
保安法の改正では、こういう処分の方
令につきましては、保安委員会の方に
通知をして、労使双方でこの改善の
検討を行なう。そうしまして、その監
督官といたしましては、そういう結果
の議事録等を見まして、ほんとうに直
ちに、この次に行くまでの間でなく
て、すぐに改善が行なわれたかどうか、
こういうことを十分に追跡していき
たい、こういうふうに考えております。
○中村(重)委員 私が今までのいろいろ
と尋ねをいたしましたのは、えてし
て、事故が起きましたと、刺激され、
緊張する。国会で決議しました保安思
想の高揚というものが、それらの際
にはよく注意され守られていく。しか
し、事故がとどろくといふことにな
つて参りますと、何といふのか、災害
といふようなものに対する注意を怠つ
てくるといふことが普通であるわけ
であります。それらの点から、どのよう
な注意が行なわれ、また保安に對する
ところのいろいろな監督行政といつたよ
うな面が強く行なわれ、配慮されて
おるかといふようなことを伺いたいま
す。

思ふのであります。労働省との関係も
ありますが、一応政務次官にお尋ね
いたしますが、遺族に対する給付の問題
であるわけでありませう。あの水没事故
によりまして六十七人の尊い生命を失
いました豊州炭鉱の犠牲者の遺体であ
りますが、これは遺体引き揚げの作業
を放棄したといふように伝えられて
おるわけでありませう。これらのこと
に対して国会に報告されたかどうか、ま
ずその点を伺つてみたいと思ひます。
○森(清)政府委員 豊州炭鉱事件の処
理は、ちょうど私が政務次官になりま
した直後に私が手がけまして、当時社
長の社長になりましてか会長になりま
すか、上田清次郎氏とも、再三にわた
つてその善処方をいろいろと相談いた
しました。その結果、一応の解決は見
るに至りましたけれども、そのことを
国会には報告してないと思ひます。

○中村(重)委員 それは、政府のこと
であるから、委員会にはそれを報告す
る必要はない、また委員会に報告しな
くとも当然知つておるであらうし、ま
た質問をするであらう、そういうた
うな一つの考え方といふものも出て
くると思ふのであります。また、そこ
でいろいろと考えて報告されなかつた
といふように思はれないわけでありま
す。しかしながら、豊州炭鉱の水没事
故、この犠牲者の遺体を引き揚げられ
るであらうかどうかといふことは、国
会におきましてもこれが相当憂慮さ
れ、このことに対して注意を持つて
おつたわけでありませう。従ひまして、
この水没事故による犠牲者の遺体が一
つは少なくとも委員会にこれを報告

し、この遺族に対してはどのような救
護の措置をとるのか、これらのことに
対しましては十分な配慮といふものが
あつてしかるべきではなかつたのか、
私はこう思ふわけでありませう。この引
き揚げを打ち切つた、こういうこと
になつたといひますと、この犠牲者の
遺族に対するいろいろな措置といふも
のが――これは豊州炭鉱だけでなく、
ほかの炭鉱災害においても同じであ
りますけれども、何か特に配慮されたこ
とがあるかと思ふのであります。ま
ずその経緯について伺つてみたい
と思ひます。
○森(清)政府委員 まことに言葉の
通りでございます。私もよく知つて
おりました。当時何と申して御遺族に
対しましては遺体を引き上げて、また
ま訪れましたあのお盆に遭遇いたしま
したので、そのみたまをお祭りしたい
といふことで、鋭意そのためにいろいろ
と努力をし、また同時に、関係者や
あるいは學術経験者等の御意見も
きいたいたしましたけれども、どう
も、遺体を引き上げるといふことはさ
らに鉦害を続発するおそれもあること
であるから、涙をのんでこれは水没す
る以外に仕方がないじゃないかとい
ふような結論になりましたので、やむ
なくその結論に従つたわけでありま
す。当時九州大学その他の學者の御意
見も慎重に聴取いたしました。そう
いふ形にしたのであります。

○田中(武)委員 関連して。ただいま
の次官の答弁に関連してですが、次官
は今、涙をのんで引き揚げの作業を中
止し水没せしめた、――次官は涙をの
んだか知らないが、遺族の方はより多
くの涙を出したと思ふのです。割り切
れぬものがあろうと思ふのです。そう
いふことに対してどういふように措置
をせられたかといふこと、それから、
ともかく死んだであらうといふことは
推定せられるわけでありませう。しか
し、遺体は確認してないわけでは
ない。そういう場合に、本人が死亡とい
ふことによつて起るいろいろな関係に
ついてはどういふように処理するか、
たとえば労災保険についての支給、こ
れは警察か何かの証明によつてやれる
んじゃないかと思ふのですが、労災保
険についての支給の問題、それから相
続開始の問題、これは本人が死んだとい
うとこの証明によつて相続開始がで
きるのかどうか、それとも民法による
失踪宣告を受けなければならぬのか、
その失踪宣告の場合は、一般的失
踪の七年か、それとも特別失踪の三年
であるのか、そういうような点につ
いてはどのように考えておられますか。
○森(清)政府委員 もちろん私も
も、涙をのむと同時に、御遺族の方々
の心中を察するときに、全く同情の言
葉もないほどの気持ちでございますが、
当時私もよく知つておりました。それ
れとしてできる限りのことをいたし、
同時に鉦山主としてでも得る限りの
ことをするように要請もいたしまし
た。なおこまかいことにつきましては
は、局長から御答弁させていただきます。

○八谷政府委員 当時の事情を若干日
時を申し上げて振り返つてみますと、
遺族手当てにつきまして完全に遺族団と
経営者側との話がつきましたのが、去
年の九月の十日でございます。それ以
前に、八月の十八日に、引き揚げにつ
いて中止方は万やむを得ないのじやあ

るまいかということ、通産当局とい
たしましては意思表示をいたしました
が、九月の十日に遺族手当につきま
して妥結が行なわれ、九月の十七日に合
同葬が行なわれたわけでございます。
そうして、それから十二日たちまし
て、九月の二十九日に遺族団は解散し
ました。十月の六日には、労災保険を
除きまして遺族補償金は全額支払われ
るということになっております。この
遺体の補償につきましては、先ほど申
し上げましたように、九月の十日に交
渉が成立いたしました。遺族の弔慰金
は一人当たり六十万円となっております。
そのほか退職手当、これは一〇
〇%であります。平均三万五千円に
なったようでございます。これは操業
当時の組合との協定によっております
が、そのほかには帰郷旅費といいたしま
して一世帯当たり、非常に近い郡内は二
千円、県内は三千円、県外は四千円、
こういうふうな支給を行なっておりま
す。さらにその後残ります人たちに
きましては、社宅、水道、電気等もこ
れを利用していただくわけでございま
す。それから遺体の確認につきましては
は、たしか警察の証明によって死亡を
確認した、こういうふうな記憶いたし
ております。当時現場の方ではたしか
そういうふうに行なわれたと思いま
す。

○田中(武)委員 今あなたのおつし
やった退職金とか遺族手当とかとい
う、労使間においてやられる問題は話
がつかず。しかし、法律上行なわれ
ばならない問題——今あなたの答弁の
中にも労災はまだ残っており、こうい
うことです。作業上死亡して遺体が出
なかった場合に、死亡の確認は警察の

証明書によってやるのだ、そういうこ
とによって労災保険は出るだろうと思
う。労災保険の方はやり方があるだろ
うと思う。それじゃ相続の場合はどう
か。死体が出なかったら、戸籍は死亡
になりますかどうですか。戸籍は警察
のそういう証明で消えますか。やはり
民法の三十条による失踪の宣告を受け
なくちゃならぬと思う。その失踪宣告
の場合に、一項でいくのか二項でいく
のか。すなわち、七年という一般失踪
になるのか、あるいは二項の特別失踪
になるのか、そういう点はどうか。あな
たが許可をしなければ、水没という措
置はとらぬでしょう。それは先ほど次
官がおっしゃったように、ともかくこ
れ以上遺体引き揚げをやるというより
大きな災害が出るであろうと判断をし
て、涙をのんで遺体をそのまま水没せ
しめたのです。そのときあなたの方は、
やむを得ないだろうと判断をしてその
許可を与えた。そのときにその死んだ
人といえますか、行方不明というのが
ほんとうだろうと思うのですが、その
人の死後のあらゆる問題の法律関係を
どう考えておったのかお答え願いま
す。

○八谷政府委員 労災保険につきま
しては、鉱山保安法の関係の点につきま
しては、その直後労働省の方から現地
の監督部に問い合わせになっておりま
す。これはこちらの労働省とも話
しまして、当時の事情も正式に回答し
まして、一日も早く労災保険が出るよ
うに、保安法上の立場では御説明した
わけでございます。

○田中(武)委員 まだ出ていないで
しょう。

○八谷政府委員 もうおそらく出てい
ると思いますが、さっそく調査いたし
まして御報告申し上げます。

○田中(武)委員 私は関連質問で、中
村委員の質問を聞いておいて感じたこ
とをお聞きしたいわけですか。それで、ま
だ出ておられないか。これは労働
省との関係もあるけれども、あなたの方
の考え方によって認可を与えた、そう
すれば、労災保険はどうして出るのか
ということ。なお、民法上のいろいろな
問題についてどう処理するのか。今
日まで水没のまま遺体を引き揚げな
かったのがたくさんあると思うので
す。そういうのはどうしておるのか。
これは民法上から失踪宣告がなければ
できないと思うが、その許可を与える
ことについて考えたことがあるのか。
考えていないでしょう。今こで言っ
てもわからぬはずですから、あらため
て勉強して、書面をもって回答して下
さい。

○八谷政府委員 労働省の関係もござ
いますので、調査いたしまして書面で
御報告申し上げます。

○中村(重)委員 今の豊州炭鉱の水没
事故に対して、田中委員の関連質問に
対して、労災保険がまだ出ておるか出
ておらんかわからぬというようにこと
を伺って、意外というか憤りというか
言い知れないものを感じます。今もあ
そこへかきをしているかどうか知りま
せんが、水没事故の跡始末をよく見、
またテレビでも見たのです。板でかき
をつくってあって、そこへつい最近小
さな子供さんが行って、お父さんがこ
こにいるのだ、お父さん、お父さんと
言っている、その姿をテレビを
通じて見まして、ほんとうに涙が出ま
した。労災保険の問題等は労働省の関
係になるかもしれませんが、通産省の
保安監督の最高責任者である保安局長
が、労災保険が支給されておるかどう
かまだ知らないといったようなことで
は、あまりにも無責任だという感じが
いたすのであります。このような事故
により多くの犠牲者が出て、その犠牲
者の遺族がどのように苦しんでいる
のかわからない。保安をおろそかに
し、そういう無責任な態度の中に、次
から次に炭鉱事故が発生する原因と誘
因がある、そういう感じが深くいた
します。田中委員の今の質問に対して
よく勉強していったようなことであ
りますが、今わずかの時間これらの問
題に対して行なわれた質疑の中から、
どのような自責の念といえますか、あ
なたの気持ちの中に何かがあるだろうと
思うのであります。今あなたはこの
ような心境でおられますか。労働省の
関係であるから労災保険の支給の直接
の責任を負うものでない、そのような
お気持ちですか、どうなんですか。

○八谷政府委員 労災保険が労働省の
関係とはいえず、こういう災害を引き起
こしました監督の責任者といいたしま
して、当時、一日も早く労災保険の方も
支給ができるよう、現地の監督部長の
方にその回答案等十分打ち合せをした
わけでございますが、その後の追跡が
十分でなかったために、いつか行な
われたというこの御答弁ができな
かったことは非常に申しわけなく考
えておりますが、こういう点につきま
しては、御指摘のような方向で進んでい
きたいと思っております。

○中村(重)委員 政府は、国会の決議
であるとか、委員会等で附帯決議が行
なわれた際には、その決議の趣旨に
沿って十分努力するといったような答
弁をよくされております。ところが、
その場限りで、附帯決議の尊重、国会
の決議の尊重ということに対しては、
あまり留意しない。それが普通である
と私は申し上げても差しつかえないと
思う。国会決議の中に、労災保険の引
き上げ、労働基準法の改正、こうい
ったことが強く要求されております。こ
れは特に炭鉱災害に端を発して、そ
ういふことが強く望まれて参った。こ
れらの法律の制定当時と今日の状況とい
うものは、あらゆる面について大きく
変わってきたのだから、実情に即して
この改正をしなければならぬというこ
とが要求されておるのであります。こ
れらについては、これらの改正に対
してはどのように関係当局との間に折
衝し、これを督促をしておるか、ま
たその見直しはどうなのか、それらの
点に対してお答えを願います。

○八谷政府委員 この労災保険その他
の問題につきましては、総理府の中に
設けられております産業災害防止対策
審議会の中でもいろいろ議論が出てお
りますけれども、私どももいたしまし
て、ただいま御質問のありました、ど
ういうふうなことを運んでもらいたい
という具体的な話し合いは、まだ十分
に進めていないわけでございますが、
全体といたしまして、本日まで労働省
の方もお見えになっておりませんが、
で、私どももいたしまして、この程
度しかお答えできないわけでございま
す。

○八谷政府委員 豊州問題の労災保険につきましては、労働省とよく話しておるわけでございますが、ただいま申しましたのは、労災保険等の全般の問題としまして、具体的に労働省の方といろいろこういう問題の改善方について

そこで今度の改正を見ましたら、その決議に沿った改正かと思つたら、そうではなくて、何か五点ばかり改正が出ておるのですが、保安委員会にどうするとか、あるいは、いわゆる請負作業のものも届け出なければいかぬとか、あ

○八谷政府委員　先ほど中村先生からの御質問にもお答えした通りでございますが、鉾法とこの鉾山保安法と両方の点についての改正が必要なわけでございまして、鉾法につきしては、先ほど御説明申しました通りでございます。

につきまして、今後中央保安協議会といまして審議を続けていくわけでございますから、全部がこれで終了したと、こういうふうに申し上げているわけではございませんので、ただいま提案いたしておりますものも、抜本的

とで鉱山保安法の抜本的改正と言えますか。

○八谷政府委員　抜本的改正と申しましても、ここにあげましたものの全部、改正をしますものの全部合わせまして、その結果抜本的というのではな

いと思ひます。現在六項目にわたりますして改正点を出しておりますものも、全体の一つではないか、こういうふうにかつて必要なのは改正を行なつていきたい、こういうふうにかつております。

○田中(武)委員 これは観念論になると思ひます。これ以上言ひませんが、必要に応じて変えていくのだということ、は、あくまでこうやぐばりなんだ。抜本的改正といふことは、その法律の持つ背骨自体を変えることです。昭和二十四年にできた法律を、時々刻々技術は改良せられ、いろいろな面において変わつておる、それをそのままにやるといふことは抜本的じゃないのです。これはあくまで、破れかかったからそこをつくろふのだという程度の改正なんです。そういうことであるなら私は了解しよう、こう言うのです。しかしこれ以上は観念論になりますからやめますが、次官に一言言つておきます。次官はどういうふうにかつておられますか。これで抜本的改正と言えますか。

○森(清)政府委員 私はただいまの局長の答弁を聞いておりました、いささか言葉の足らなかつたところがあつて誤解を招いたのじゃないかと思ひます。あくまでもこれは、何べんか局長も申し上げておりますように、中央保安協議会において出ました答申の中間のものでございまして、まだまだこれから引き続き協議会においては慎重な審議を重ねていくのでありまして、いわゆる抜本的改正ではございせん。あくまでも私は完全な保安行政ができるように、今後も努力を続けてい

きたいと思ひます。

○八谷政府委員 先ほどの御質問についてお答え申し上げますが、労災補償は昨年の九月に金額四千二百六十一万円が支給されております。それから死亡は、戸籍法の八十九条の規定によりまして、警察の認定によつて戸籍も抹殺されております。

○田中(武)委員 それでは民法三十条との関係はなしに行なわれるわけですね。

○八谷政府委員 認定死亡は別でございまして、戸籍法の八十九条の規定によつて抹殺されております。

○田中(武)委員 それでは相続関係等はどうなるのですか。やはりそれで相続開始になるのですか。

○八谷政府委員 ただいまわかりました点はこれだけでございまして、あとは書類で……。

○有田委員長 次に、内閣提出、産炭地域振興事業団法案を議題として、前に引続き質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 この前に御質問をして十分な答弁をいただけなかつたので、きょうは最終的な質問にならう、採決の予定もあるようですから、その点だけ一つ明らかにしておきたい、こう思つて再度質問をいたします。

それは罰則の三十五条の関係ですが、この三十五条のきめておること、は、大きくて広義の公務執行妨害だと思ひます。そうすると刑法九十五条との関係において三十五条をどう読んだらいいのか、こういうこととな

です。そこでここに五つの条件をあげておるわけですね。報告をせず、虚偽の報告、それから検査を拒み、妨げもしくは忌避、この五つの事項をあげてある。このうち報告を忌避、これは一応わからぬことではないのです。しかし拒み、妨げるといふ行為、御承知のように刑法九十五条は「暴行又は脅迫」をもつてということが構成要件になつております。そうすると、この三十五条と刑法九十五条との関係を見た場合に、いわゆる「拒み、妨げ」だと思ひます。それじゃ一体具体的にどの程度の行為が三十五条で考えられるのか、このことをお伺ひしてゐるわけなんです。

○今井(傳)政府委員 この前に田中先生から御質問いただきました、はなはだ不勉強で申しわけなかつた次第でございまして、法務省その他ともいろいろ打ち合わせをやつておるところでございまして、ただいま御質問になりましたこの三十五条と刑法九十五条との関係は、実際の場合、私は大半は先生御指摘のように、九十五条の暴行ないし脅迫による検査の妨害という事例であろうと思ひます。ただ今言われましたように、暴行、脅迫に至らない検査の妨害といふことでございまして、そういうものは一体具体的にどういふことがあるのかという御質問でございまして、これはそれ以外いろいろな例を、輕微な例が主でございまして、いろいろ事例は今ここにも考えて持つておるわけでございます。この事例につきましては、われわれの部内でもまだ多少検討を要する点が残つております。私自身もまだ納得し得ない点も一、二ござ

いますので、この点は一ツ輕微な問題ばかりでございまして、いづれ私これはもう少し腹に入れてから書面にいたしました御説明または御相談に参りたいと思ひますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 今の局長の答弁、そういうことなら一応了承しておきたいと思ひます。しかし、これは少なくとも人を罰する規定なんです。従つて具体的にどういふ場合がある、あるいはどういふことが予想される、こういうものでなければあまり罰則規定なん困る、こういう考え方なんです。

引き続き三十六条関係ですが、これは一五号から五五号まであげられておつて、「その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。」といふことなんです。ところが役員は一応わかります。職員について一体考えられるかといふことなんです。まず第一号を見た場合に、「この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。」こうあるのです。この法律によつて必要とする場合は通産大臣の認可又は承認を得るわけです。抜き書きしてみますと、まず四條の増資の場合、十四條の役員の兼職禁止の場合、二十一條の業務方法書の作成、二十三條の予算等の認可、二十四條の財務諸表の作成、二十八條の給与及び退職手当の支給の基準の作成、ほかにあるかもしれないが、大体こういうところなんです。この今読みました許可、認可を必要とする場合、たとえば増資の場合、役員の兼職、業務方法

書、以下ずっと見ましても、役員はやらなければならぬが、職員として犯す可能性があり得るかといふことなんです。この法律によつて義務を負わされてゐるのは、事業団という法人である。その執行機関たる、意思機関たる役員がそれをきめて、そうして行なうわけなんです。ところが職員がはたしてどういふ場合に、今あげたような事例で、もし一それでは、こういう場合に職員がかり得るのだといふことがあつたら一つ聞かしてもらいたいと思ひます。それから二号を見ますと、「第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。」こうある。そして登記については、本法第五條に規定があつて、この法律が通れば、これに基づいて出るところの産炭地域振興事業団登記令というのがある。その七條に、登記申請人は理事長とすると、あなたはもうちゃんと政令まで用意しておられるわけなんです。そうすると登記は、法律によつては事業団に課せられた義務である、しかもその申請人は理事長である、この場合に職員が違反する余地があるのかどうか。たとえば登記所へこの書類を持つていけ、こう言われたやつを途中でサボつた、こういう場合がこれに当たるのか当たらないのか、私はこういう場合は当たらない、むしろそれは内部的な職務関係だと思ひます。さらに第三号ですね。「第十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。」こういうのがある。これはあり得るかもしれない。しかしこれも突き進めていくならば、役員はともかくとして、職員の場合は、やはり内部の業務命令関係もしくは責任罪と

いったようなことに発展していくものではないか、従つて具体的にこんな行為をしたとき、こういうことが出てこないわけです。三号の場合は比較的、こじつければあり得るかもしれない。それから四号ですね。「第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。」これも職員について余裕金を運用するというのがあり得るか、もしありとするならば、これは横領罪を構成する問題である、あるいは背任罪を構成する問題であつて、ここにいうものではないかろうと思ふのです。さらに五号ですね。「第三十条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。」こういうのがあるのです。これが、これは三十条によつて通産大臣が事業団に命じた命令なんです。それを執行すべきは役員、理事である。そう考へてきた場合、こじつければ一、二はあるかもしれないが、一から五まではたして具体的に職員として違反する事項はこれだ、こういうことがある、そういうことがあつたら示していただきたい。ちょっと考えられないわけです。

そこで、私が問題にするのは、そういうことではなくて、これと同じ規定が、あらゆるこの種事業団あるいは基金特殊法人にあるわけなんです。これはむしろ原局の石炭局長に詰め寄るべき問題でなく、内閣法制局に対して言うべきではなからうかと思ふのです。が、ともかく前にこういう罰則の一つの型があるわけです。それをすべての特殊法人のときに持ってくるわけですから。少なくとも人を罰するのです。たとえ過料にしろ、三万円以下にしろ、罰するのです。それを一々検討もせ

っている。

○佐藤國務大臣 たいだいまお答えした、基本的な問題は基本的な問題としてお預かりいたしますということは、そういう意味でございます。よく法制局にも皆様の御意向を伝えまして、またこういうケース等もいろいろ考えてみたいと思っておりますので、十分基本的な問題が——御意見のあること、これは肝に銘じております。そういう意味でよく検討することにいたします。

○有田委員長 伊藤卯四郎君

○伊藤(卯)委員 産炭地域振興事業団法については、同僚各位からそれぞれ相当突っ込んで質問されてあると思えますから、大事な要点三、四点だけを質問いたします。

産炭地域振興事業団の事業は、やはり産炭地に起こすわけですから、石炭を原料、燃料としての事業を起こす、これが一応考えられる問題であります。たとえば産炭地に火力発電所を建設するということについては、大臣もかなり熱意を込めてその建設のことを言われておったようでありますが、その後電力会社から、産炭地に作ることは反対だ、揚地に作らなければならぬという強い圧力がかけられてきて、産炭地に作るということがあいまになつてしまったように聞いておりますが、この点について大臣は、産炭地に火力発電所を作るといふ初志については、変わっておられないかどうか。さらに、産炭地に石炭を原料、燃料としてそれぞれの事業を起こすということについて、大臣または通産省として計画があれば、それらの点もあわせて一つお聞かせ願いたい。

○佐藤國務大臣 石炭産業といたしま

しては、石炭をできるだけ使うということ、これが第一であります。御指摘の通り、これは完全に意見が一致しております。その意味におきまして、火力発電を起こすというのは、これは望ましいこととあります。火力発電所を産炭地にするとか揚地にするとかの議論が出ておりますが、私の考え方はその議論はちよつと末の議論の方ではあると思っております。まず第一は火力発電で使うことだ、そして山元で使うことが最も能率が上がるのだから、山元で十分その発電計画を進めていた

したい。また相当遠隔の地でございまして、火力発電をする場合、これはむしろ揚地発電ということにならざるを得ないかと思ひますが、そういうように電力のロスのないようなことも実は工夫していただきたいのであります。いわゆる産炭地で火力発電をして、遠隔の地までこれを送電するということとは必ずしも望ましいことではない。この点を一つお考えをいただきたい。だから私はまず第一は、産炭地で火力発電を起こすことがいいんだ、しかしながら産炭地に限らない、揚地においても火力発電として石炭を使つていただくこと、これを望むのが本来の建前じゃないか、かように思ひます。また産炭地域においての事業は、できるだけあらゆる事業を誘致する、そして産炭地域の振興に資したいと思ひます。そういう意味の工場誘致等、いわゆる工業の地方分散計画とか、あるいは地方開発計画、こういうものもあるわけであらう、そういう場合にできるだけ石炭を使うという方向をとってほしいと思ひます。二、三の会社につきましては、少し立ち入ったこととござい

ますが、通産省自身が、産炭地に近くできる会社だからできるだけ石炭を使え、こういう指示をいたしておる。その要望に沿うつもりでございます。

○伊藤(卯)委員 大臣も御存じであると思いますが、たとえば福岡県の若松市に大きな火力発電所を作ります。これは御存じのように、その石炭は従来低品位で使われてきた三千万トン、リーそこそこのもの、従来はボタとしてボタ山に捨ててあったものを原料としてやるというのでございまして。従いまして、こういう低品位のものを長距離に運ぶことは、全く運賃倒れになる。最近では火力発電にそういう石炭の使用法が見えられてきておるわけですから、そういう見地からしても、私は産炭地域においてこういうものを活用するということ、最も国家的、効率的だと思ひますから、そういう点を一つ十分お考えになるように要請しておきます。これは答弁は要りません。

それから産炭地振興事業団が事業を計画しましたも、たとえば工場団地を作る、住宅団地を作る、そういう場合に一番問題になるのは、鉱害が完全に復旧されなければ、地盤が保証されてなければ、これらに団地を建設することはできない。従つて、まず鉱害の完全復旧を早く完成させて、工場団地、住宅団地に適応できるようにするという点についての十分な計画、見直しを持つてやられておるかどうかと、この問題、それから一つは、昨日も問題になって、大臣に質問した点であります。これらの工場、住宅に対する工業用水、飲料用水が十分でない、御存じのように石炭を掘つてし

まっておりますから、地下水をとるわけにもいかない、大きな川はほとんど濁つてしまつておるといふ点などから考へまして、やはり工業用水、飲料用水をそれぞれ十分に備へるだけの用意、準備をする必要がある。これらについてどういうようにお考えになつて、事業団にそういう用意、準備を指示してやらせようとしておられるのか。あるいは鉱害復旧事業団との関係などの上においても、そういう点を十分計画されてやらせようとしておられるかどうか。これは根本的な条件の問題でありますから、この点について一つお伺ひしておきたい。

○佐藤國務大臣 鉱害復旧、これが基本であること、これはもう御指摘の通りでございます。御承知のように、石炭鉱害対策審議会というものを設けて、いろいろ対策を審議いたしておりますが、これが都合よくいけば本日、いづれにいたしましても近いうちに審議会の答申があるはずでございます。この審議会は、今回は、たいだいま御指摘になりますように、産炭地振興その他の観点に立つて思い切つた答申をするやに漏れ承つておりますので、その審議会の答申を得ますれば、たいだいま御指摘になりましたような点がさらに明確化するだろう、かように思ひます。いづれにいたしましても、私もこの鉱害復旧が地方としての基本的な条件整備上絶対に必要なことだ、かように考へますので、積極的に対策を立てるつもりでございます。

○伊藤(卯)委員 昨日も御答弁を伺つたわけですが、なお一つ念を押しておきたいと思ひますのは、今申し上げました産炭地区における工場の工業用水あるいは飲料水については、大臣は、できるだけ地方自治体に負担をかけるないようにしてやつてやるという意味のことを答弁せられたと思つておりますが、われわれとしてはまことに喜ばしいこととあります。その考え方が間違いない、信用してよろしうござい

○佐藤國務大臣 とにかく工業用水の確保並びに飲料水の確保、これは絶対に必要なことでございまして、そういう意味で水を確保しなければならぬ。これは前提として御承知いただいております。その後の問題として、これらの負担はいかにあるべきか、特に疲弊しておる産炭地域の自治体等に負担をかけることは非常に困難であるという御指摘があったのでございまして、事業遂行にあたりまして、十分工夫して、在来の例もあることでございまして、いろいろの例等をも参考にいたしまして、十分負担が軽くなるようにできるだけの道を講じて参りたいというふう

○伊藤(卯)委員 産炭地振興事業団が炭田地区に事業を起こすという場合には、いろいろありましようけれども、特に福岡県の筑豊炭田地区というか、田川炭田地区というか、そういう地区に工業を起こします場合には、当然、北九州に膨大な工場、工業があるわけでありまして、これらとの関連を持つことが私は一番手つとり早いことではなからうかと思ひます。そこで、北九州の大工場の現状を見ますと、その大工場の大きな修理はほとんど関西地方に出しております。これはたとえば輸送力の面においても、またその料金の上から見ても、北九州のものを関西地

方に修理に出す、そういう方面に委託してやらせるということは、いろいろなところから考えてまことに不経済なことであります。従って、そういう点を十分考慮して、この炭田地区に新しい工場を作る場合に、あるいは関西とか中部地方とか、そういう方面に出しておるものを地元でできるだけそういう修理をやらす、関連関係に仕事をやらすということ、これもまた非常に手つとり早くやれることじゃないか、ついでにはやはりその設備がこれに対応のできるもの、それに対応できるもの、というのは資金の問題、建設の計画、指導の問題、こういう問題等が大きな問題になるわけでありますから、こういう点に対しての資金、建設指導、関西や名古屋方面に出さなくてもやれるような状態についての計画というものを立てられる必要がある、これを指導される必要があると思いますが、こういう点について、現実問題としてきわめて当面の問題ですから、大臣の考えを一つお聞かせ願いたい。

○佐藤国務大臣 大体伊藤さんがたまたま御指摘になった通りで、私も同様の考え方を持っておるわけでございます。私は今日までしばしば当委員会におきまして、九州の産業の非常な発展、向上、その変化を指摘したつもりでございますが、福岡付近のあの新国道の沿線における工場誘致は目ざましいものでございますが、その場合に私がまず考えるのは、北九州にあれだけの重工業を初め工業が興って、その背後にある地域が、これに対応するような産業整備ができていない、こういうことを実は痛切に感ずるのでございます。たまたま伊藤さんは修理工

場のお話をしておられましたが、私は修理工場に限らない、ことに下請工業などは非常に望ましいところじゃないかと思ひます。そういう意味において、道路の整備であるとか、あるいは工業用水の確保であるとか、あるいは住宅の整備であるとか、産業立地の基礎的条件を整備することが、もう絶対に必要だと思うのであります。こういうことができ、そのための資金計画が立つ、あるいは適地適産という立場に立つての産業指導が十分実を結ばば、炭田地区というものは、直方あるいは飯塚、田川を中心にして私はいっぱい背後地としての役割を果たし得るのだ、かように実は思ふわけであります。これは九州の炭産地、筑豊をモデルにして考えた場合に、これは私は非常にしもしい——おもしろいと言つては言葉が不適当でございますが、期待のできる地帯ではないか、かように実は考えるのでございます。しかし、さらに佐賀県下あるいは長崎県下、あるいはもうすでに山口県宇部地区などにはそういう意味でこれは一体になっておられますから、炭産地振興ということをおましますから、炭産地振興ということをおまします。常磐地区あるいは北海道のそれぞれの地区等におきましては計画を、産業界の協力を得るなら十分に発展を期待できる、そういう立場にあるのじゃないかと思ひます。だから、そういう意味で、少し夢みたような話にとられるかも知れませんが、そういう希望を持って炭産地振興の事業に一つ取り組んでみたい、これが通産省の意気込みでもありますし、そういう考え方であることを明確にいたす次第であります。

○伊藤(卯)委員 時間の関係等がありまますから、いま一点だけにいたします。この炭産地振興事業団法を制定いたしました事業団が動き出しまして、一体どういう仕事を次から次へと拡大発展させていくかという点にあると思うのですが、もちろんその裏づけは予算、資金の問題です。そこで、法律を作つてその事業団に炭産地のあの深刻な問題をどれだけ解決してやるか、あるいは炭産地にかゝる新たな近代工業、近代事業を起こさせてやるかというところは、私は全国の炭田の人々が相当期待していることだと思ひます。そこで、佐藤大臣のもとにおいてこの法律を作られるわけですから、従つて、佐藤大臣が今後この事業団をしてそういう大業をなし遂げさせていく、ついでには必要なる予算、資金というものについては自分は最大の努力をしてこれを一応りつぱに完成させた、よくやったというところまで責任を持つてやらなければならぬと多分お考えになつておると私は思ふのですが、初代大臣として、これらの将来に対するそういう考え方についてのなさねばならぬ負担という使命というか、炭産地の人々の期待に十分こたえてやるというか、そういう点に対して大臣の相当責任を持った意見を、地元が相当期待しておるわけでありまますから、そういう人々に十分こたえる意味において、そういう点を御聞かせ願ひたい。

○佐藤国務大臣 たまたま御審議をいただいております炭産地振興事業団、これは大へか企圖としても、また予算といたしましても小さなものでございませう。その小さなものが今よりや

いませうので、あまりに大きな期待をこれにかけることは、現実とずいぶんかけ離れておりますので、私も面はゆい気がいたしますが、先ほどお話し申し上げましたように、筑豊地帯としての将来のあり方といひますか、経済的な発展の期待、希望、これは十分持ち得るのでございませうから、できますこの事業団が、そういう意味でお役に立てば大へんしあわせだと思ひます。しかし、私も国あるいは政府がやりますことは、環境を整備することだと思ひます。そういう意味において事業団だけでなく、各種の施策とも総合的にあわせて考えていく。たとえば地方開発計画、あるいは産業都市建設計画、あるいは道路整備計画、あるいは水資源の整備確保計画、港湾計画等あらゆるものとあわせて、期待に沿うようにしたいと思ひます。その環境を整備するということに立ちますと、事業団は事業団なりに予算なりあるいは資金なりをさらに充実していく必要がある、かように私も痛感いたしますので、今後皆様の御鞭撻によりまして、そういう方向で一その努力を尽くしていききたい、かように考える次第でございます。

○伊藤(卯)委員 今私が質問いたしましたのとあわせて、いづれ石炭問題は後日に質問いたすことにいたしますが、御存じのように、今後三年間に六百二十万トンの非能率炭を買いつづすというか、整理をする。そういうことになりまますと、山口にいたしまして、福岡、佐賀、長崎、それぞれ老朽炭田でありますから、主としてそういう方面が整理され、買いつぶされてく

す。従つて、これらの多くの炭産離職者を、今大臣が答弁をされたところの、そういう新たな事業に十分対応して雇用されるような、そういう用意、準備が、再教育、再訓練という点から十分考えられなければならぬことだと思ひますので、そういう点等もあわせて通産省ではお考えになつて、労働省との間で十分の対策を立てられる必要があると思ひますが、そういう点に対しての一応の御意見を一つ最後にお聞かせ願ひたい。

○佐藤国務大臣 お説ごもつてもございませう。そこで、雇用促進事業団等の事業とも十分関連をとりまして、新規事業の転換が容易であるように事前にも連絡をとつて参りたい、かように考えております。

○有田委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○有田委員長 本案に対して中村重光君から修正案が提出されております。修正案はお手元に配付いたしてある通りであります。

まず、修正案の趣旨について、提出者の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、修正案の趣旨の説明を申し上げたいと思ひます。

ただいま議題となつております炭産地振興事業団法案につきましては、数日來、第一条の目的、第十九条の業務の範囲、さらにこれと関連をいたしまして第三十六条の罰則等々、慎重に審議して参つたのでございませうが、大臣の答弁は、不備の点、明瞭を欠く点、不十分の点等、多分に了承される面もあるわけでございますけれども、

やはりこの法案をもつていたしましては不十分であるわけでありまして、従いまして、完璧を期するためにこの法案の修正を行なう必要があると存するものであります。従いまして、修正案を提案いたしますのでございます。

炭産地域振興事業団法案に
対する修正案
炭産地域振興事業団法案の一部を次のように修正する。
第一条中「図るため、当該地域における鉱工業等の振興」を「図り、あわせて当該地域における雇用の増大に寄与するため、当該地域における鉱工業等の振興及び雇用の増大」に改める。
第十九条第一項第一号中「及びこれと関連を有する工作物を建設し」を「工業用水道を設置し、及びこれらと関連を有する施設を建設し」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 第一号に規定する地域において、雇用の増大又は石炭需要の拡大に資するための事業を経営し、又はこれらの事業に対し投資すること。

以上のようにあります。
全会一致の御賛成をお願いいたします。

○有田委員長 これより本案及び本案に対する修正案を一括して、討論に付します。
別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○有田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。
次に、原案について採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○有田委員長 起立総員。よって、本法案は原案の通り可決いたしました。

○有田委員長 ただいま議決いたしました炭産地域振興事業団法案に対して、始関伊平君から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者にその趣旨説明を求めます。始関伊平君。

○始関委員 私は自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表いたします。ただいま可決されました炭産地域振興事業団法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたしましたと思ひます。

まず、案文を朗読いたします。
炭産地域振興事業団法案に
対する附帯決議(案)

炭産地域の経済は、石炭産業に対する依存度が極めて高く、従って石炭産業の危機が炭産地域に及ぼす影響は頗る深刻なものがある。

政府はかかる見地に立つて、本法の施行に当り、次の諸点について特に配慮すべきである。

一、炭産地域を疲弊より救い、炭産従業員雇用安定及び職場転換を円滑にするため、積極的に炭産地域における新たな産業の誘致及び育成を行

い、雇用の増大、石炭需要の確保に努めること。
二、炭産地域振興事業団の資金を大巾に増額するとともに、雇用の増大と石炭需要の拡大に資する企業の経営及び投資並びに工業用水道の建設等、事業団の業務の範囲を更に拡充するよう速かに措置すること。
きわめて簡単に御説明を申し上げます。

炭産地域振興事業団というものの対しましては、いわゆる疲弊の著しい炭産地域がきわめて大きな期待を寄せておるのでございまして、こういうことにもかんがみて、本事業団がすみやかにその業務を開始して、その設立の目的とするところを有効適切に実現せられたいと思ひのであります。特に本事業団によって設備資金の貸付を受ける鉱工業の振興が、現地において当面緊急の課題であります雇用の増大と石炭需要の確保とに資するように配慮せられたいのであります。

また、いわゆる鉱工業の誘致、外部からの誘致のほか、現地における石炭業者その他による鉱工業の造成、その育成にも力をいたされたいのであります。

次に、本事業団の資金量は、その目的に照らしまして少なきに失すると思われましますので、今後これを大幅に増額するようにしていただきたいのであります。また、本事業団の業務範囲もその目的から考えまして狭きに失すると思われまします。石炭需要の拡大に特に資する企業、たとえば炭産地発電のごときであります。こういったようなものも、情勢の推移、情勢の変化いかんによっては、自分で経営できるよう

に、それからさらに鉱工業の振興に不可欠の条件であります工業用水道のごときも、場合によってはみずからの手で建設し得るよう、その業務の範囲を拡充しておくように特に配慮せられたいのであります。炭産地振興に関する事業を本事業団で一から十までやるということではなしに、地方公共団体あるいは既存の各種機関の協力を求めることはもちろんであります。この程度にまで事業団の業務範囲を拡げることは、その目的から見まして妥当であると思ひますので、こういう附帯決議案を提出いたしました次第であります。

以上をもつて説明を終わります。御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○有田委員長 これにて趣旨説明は終わりました。
これより本動議を採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○有田委員長 起立総員。よって、本法案に附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に關しまして、この際政府の所見を求めます。佐藤通商産業大臣。

○佐藤通商大臣 ただいま当委員会におきまして、全会一致でこの附帯決議の議決を見ました。もちろん、政府といたしましては、皆様方のこの決議の趣旨を尊重して対策をとることは当然であります。

特に、第一点につきましては、もちろん私もこの種の事柄を強く推進したい、かように考えておるわけござ

ざいます。ただ、第二項の業務範囲の拡大につきましては、ただいままでの審議の経過でもおわかりのごとく、関係省との関連も多分にありますし、なお問題点も残りますので、直ちにこの通りいたしますというお返事をいたしかねますけれども、通産省といたしましては、責任ある官庁でございますが、当然この決議の御趣旨に沿うよう努力いたすことはもちろんであります。積極的に関係省との懸案の問題等も妥結するように一そう善処していく、こういう考えでありますことをこの機会に明確にいたしておきます。

○有田委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。
次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

〔参照〕
炭産地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

印刷者 大蔵省印刷局